

衆議院議員辻元清美君提出福島第一原子力発電所における「凍土壁」の選択経過及び代替工法に関する質問に対する答弁書

一について

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）におけるいわゆる汚染水への対応に関し、凍土方式の陸側遮水壁（以下「凍土壁」という。）については、原子炉建屋等への地下水の流入（以下「建屋への流入」という。）を防止するために構築するものであり、放射性物質に係る御指摘のような「移流」及び「拡散」を防止するために構築するものではない。

二について

御指摘の「恒久構造物」と「仮設構造物」の定義が必ずしも明らかでなく、お尋ねにお答えすることは困難である。

三について

発電所の敷地内の地中において土の間隙を流れる地下水の流速（以下「実流速」という。）に係る調査については、高線量であることや実流速が非常に小さく測定が困難であること等の問題があるところ、平

成二十五年に政府が委託により調査方法等に係る提案を公募し、その結果を踏まえ、現在、東京電力において調査を進めているところであると承知している。

四について

御指摘の「非閉合箇所」が意味するところが必ずしも明らかではないが、東京電力及び鹿島建設株式会社が行った解析によれば、土を凍結する過程において、凍土壁を横断する方向で流れる地下水の流速は、凍結した箇所から順次減少し、凍結の遅い箇所で一時的に速くなるとの結果が得られている。

五について

発電所の敷地内において行われた御指摘の実験では、温度や水位の変化に係るデータ等から、凍土が閉合し凍土壁が構築されたこと及び凍結後も凍結管の交換が可能であり長期間運用可能であることについて確認されている。

六及び七の3から6までについて

御指摘の「恒久的に機能させうる」及び「恒久的地中連続壁」の意味するところが必ずしも明らかではないが、凍土壁は、雨水の排水等発電所の管理上現在も必要な埋設管を破断することなく原子炉建屋等の

近傍に構築することが可能なため、凍土壁以外の遮水壁に比べ建屋への流入を抑制する効果が高いこと等から、我が国が世界に誇る多くの土木施工技術を含めた複数の対策案の中から、凍土壁を優位と評価したものである。

七の1について

凍土壁の構築の他に遮水を行う工法及び当該工法に係る技術者が多数存在することについては承知している。

七の2について

凍土壁を構築することが可能な会社が国内外に何社あるかについては承知していない。

八の1及び3について

政府としては、建屋への流入を防止するための対策として、凍土壁の構築に加えて、雨水の浸透を防止するために発電所の敷地内を舗装する等の重層的な対策を講ずることとしているが、必要に応じ、これらの対策の見直しを検討することとしている。

八の2について

御指摘のような事実はない。